

平成15年度第11回理事会

日 時 平成16年1月16日（金）13：30～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 役員退職手当規程の一部改正について（案）
- 2 その他

資 料

- 1 独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正について
（案）

独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の
一部改正について（案）

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日の閣議において、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」が決定されたところである。

当所役員の退職手当は、民間役員の退職金の水準を勘案し定めた特殊法人等役員の退職手当を参考に、主務官庁の指示により規程を定めている。

閣議決定を受け、主務官庁から役員退職金の見直しの要請があったので、別紙新旧対照表のとおり、独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正（平成 1 6 年 1 月 1 6 日施行予定）をすることとしたい。

なお、主な改正の内容は下記のとおりである。

記

<当所役員退職手当の現状>

報酬月額 × 0. 2 8 × 在任月数 × （業績勘案率）

* 業績勘案率は、森林総合研究所が任意に決定



<一部改正の内容（＝閣議決定内容）>

報酬月額 × 0. 1 2 5 × 在任月数 × 業績勘案率（0. 0～2. 0の範囲内で農林水産省独立行政法人評価委員会が定める率）

* 基礎水準を国家公務員並（年率 1. 5＝月率 0. 1 2 5）に引き下げた
うえで、独法の運営実績をより適切に反映し得る仕組み
基礎となる査定率（業績勘案率）は、1. 0である

別 紙

独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正新旧対照表

「独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>「独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程」（13森林総研第30号）</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>（支給額）</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日における俸給月額に100分の12.5の割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額に、<u>農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項後段又は第4条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、それぞれ当該異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、それぞれ退職した日における当該異なる役職ごとの俸給月額に支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>（在職期間の計算）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前条ただし書きの規定による場合において、各役職別期間の月数の合計が、同一の役職の役員として在職したものとみなされた場合に前項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、各役職別期間のうち端数の少ない役職別期間から当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から先に減ずるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（国の職員等として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第4条の2 1～3 〔略〕</p> <p>4 国の機関又は独立行政法人通則法第2条第2項に定める特定独立行政法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した第1項の役員が、退職した場</p>	<p>「独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程」（13森林総研第30号）</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>（支給額）</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日における俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項後段又は第4条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、それぞれ退職した日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た<u>それぞれの額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による退職手当の額は、農林水産大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し又は減額することができる。</u></p> <p>（在職期間の計算）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、各役職別期間の月数の合計が、同一の役職に在職したものとみなされた場合に前項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、各役職別期間のうち端数の少ない役職別期間から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から<u>同様に1月を減ずるものとする。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>（国の職員等として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第4条の2 1～3 〔略〕</p> <p>4 国の機関又は独立行政法人通則法第2条に定める特定独立行政法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した第1項の役員が、退職した場合にお</p>

改正後	現 行
<p>合における国の職員等としての在職期間中の第3条第1項ただし書の俸給月額、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(遺族の範囲及び順位) 第5条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、<u>国家公務員退職手当法第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(遺族からの排除) 第6条 遺族からの排除については、<u>国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>附 則 [平成14年3月29日13森林総研第2496号] 1～4 [略]</p> <p>附 則 [平成15年6月30日15森林総研第578号] [略]</p> <p>附 則 [平成〇〇年〇月〇〇日〇〇森林総研第〇〇〇号] (施行日) <u>1 この規程は、平成16年1月16日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>(施行日前から引き続き在職する役員退職手当の額等の取扱い) <u>2 施行日の前日に現に在職する役員が引き続き役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の役員退職手当規程(以下「改正後の役員退職手当規程」という。)第3条及び独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程附則(平成14年3月29日13森林総研第2496号)第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の</u></p>	<p>ける国の職員等としての在職期間中の第3条第1項ただし書の俸給月額は、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(遺族の範囲及び順位) 第5条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、<u>国家公務員退職手当法第11条の規定を適用する。</u></p> <p>(遺族からの排除) 第6条 遺族からの排除については、<u>国家公務員退職手当法第12条の規定を適用する。</u></p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>附 則 [平成14年3月29日13森林総研第2496号] 1～4 [略]</p> <p>附 則 [平成15年6月30日15森林総研第578号] [略]</p>

改正後	現行
<p>各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、第2号及び第3号の規定にかかわらず、改正後の役員退職手当規程第3条の規定を適用したとした場合に得られる額とする。</p> <p>一 平成14年3月31日以前の在職期間に係る退職手当の額 その者の平成14年3月31日における俸給月額に、役員に任命された日から同月31日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得られる額</p> <p>二 平成14年4月1日から施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における俸給月額に、平成14年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに役員に任命された者については、当該任命された日）から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得られる額</p> <p>三 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当規程第3条の規定により得られる額</p> <p>3 前項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4 第2項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、同各号の在職期間の月数の合計が、改正後の役員退職手当規程第4条第1項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、同各号の在職期間の月数のうち1月とした端数の少ないものから当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から先に減ずるものとする。</p> <p>5 施行日の前日に現に在職する役員が同日前において役職を異にする役員に任命されていた場合における第2項及び前項の規定の適用については、第2項第1号中「平成14年3月31日における」とあるのは「それぞれ退職した日及び平成14年3月31日における当該異なる役職ごとの」と、「在職期間」とあるのは「各役職別期間」と、同項第2号中「施行日の前日における」とあるのは「それぞれ退職した日及び施行日の前日における当該異なる役職ごとの」と、同号及び同項第3号中「在職期間」とあるのは「各役職別期間」と、前項中「の在職期間」とあるのは「の役職別期間」と、「合計が、」とあるのは「合計が、同一の役職の役員として在職したものとみなした場合に」と読み替えるものとする。</p>	